

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 3 年 6 月 1 7 日 (木) 午後 2 時 5 1 分～午後 3 時 2 6 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎日暮 栄治 ○塚本竜太郎 議 長 助川 忠弘 副議長 円谷 憲人 阿比留義顯 石井 昭一 岡田 智佳 後藤浩一郎 田中 晋 中島 俊 平野 光一 古川 隆史 松本 寛道 山下 洋輔 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀 大橋 昌信 北村 和之 桜田慎太郎 鈴木 清丞 浜田智香子 林 紗絵子 福本 愛
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長 (鬼沢 徹雄)

○

午後 2時51分開会

○委員長 それでは、皆様おそろいようですので、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 早速協議に入ります。会派からの意見書案についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○議事課長 お手元の資料1ページでございます。今回会派から提出されました意見書案は2件でございます。これら2件については、関係する請願が提出されておりませんので、それぞれ各会派の御意見をいただき御協議をいただきたいと存じます。以上です。

○委員長 それでは、本2件について各会派の御意見をお願いいたします。それでは、柏清風さん。

○後藤 いいですか。はい。番号1については、全員まとめりましたので丸です。2つ目についてはまとめませんでした。以上です。

○委員長 公明党さん。

○中島 うちも2については、まとまらずです。以上です。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 2は提出者ですので、当然賛成ですけども、1については、やはりすごくこれ、この問題って慎重に進めるべきだというふうに思っています。それで教育の現場で本当にもっとも大事な例えば教員増ですとか、少人数学級にも努めるということが、やはりこれが大前提であって、この中でもやはりまだ全体の理解が得られていない問題もありますし、4項目出しているうちの4番目については賛同できるんですけども、そのほかについては疑問の点も多く、まだ合意形成が取られていないということもありますし、この1番については賛成いたしかねます。

○委員長 柏愛倶楽部さん。

○山下 1、2とも議論いたしまして、1についても、検討を進めていくことということでもありますので、両方とも賛成です。まとめりました。はい。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○岡田 私どもも、両方ともまとまっております。

○委員長 市民サイド・ネットさん。

○松本 2番賛成です。1番は、この3項目めについて疑問があり反対です。

○委員長 では、意見が一致しませんでしたので、意見書は提出されないことといたします。

○委員長 次に、会議規則の改正についてを議題といたします。5月28日の議運では、改正することについて各会派ともにおおむね意見が一致しましたが、運用に関しては一定のルールが必要ではないかとの意見が出たため持ち帰りとなりました。そ

のため、会議規則の改正された場合の参考として、柏市の職員が介護休暇等を取得する場合を具体例としての検討をしたいと思っておりますので、事務局より説明を願います。

○議事課長 資料4 ページ、2、会議規則の改正に伴う運用についてでございます。

まず、資料の上段部分が以前からお示ししているものになりますが、会議規則の新旧対照表となります。

資料の中段に参考として記載しているものは、柏市職員が介護休暇を取得する際の要件となります。まず、介護休暇の要件となる「要介護者」の定義としては、負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障があるものとされています。

次に、介護休暇の要件とすることができる職員の家族等の範囲ですが、表の左側に記載されている配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹と、表の右側については、職員と同居していることが必要となりますが、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子となっています。

資料5 ページについては、柏市職員勤務時間条例と柏市職員勤務時間条例施行規則の中で介護休暇について規定している部分の抜粋となります。

以上です。

○委員長 ただいまの説明で何か御質問等ございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、会議規則の改正案は資料のとおりとし、委員会提出議案として議長に提出することを決めます。また、改正案に伴う運用については、事務局より説明のあった柏市職員の例によることとしたいと思っております。

今後については、6月23日定例会最終日の日程にのせ、委員長の趣旨説明の後、質疑、討論を省略し、採決する運びとなります。

○委員長 次に、資料の6 ページ、タブレット端末等の運用方法についてを議題といたします。前回の議会運営委員会で持ち帰りとなっておりますが、何か御意見がございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、意見がないようですので、この資料のとおりといたしたいと思っております……すみません、それでは、前回の議会運営委員会での説明どおりといたします。今後の流れについては、事務局より説明をお願いいたします。

○議事課長 まず、(1)、ペーパーレス化の推進につきましては、次回定例会に向け、具体的な提供方法について事務局と執行部で調整をさせていただきます。

また、(2)、サイドボックスへのデータ格納資料の追加については、具体的な実施方法を作成し、次回の議会運営委員会にて御報告させていただきます。

以上です。

○委員長 ただいまの説明でさよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、資料 8 ページ、柏愛倶楽部さんからの申入れについてを議題といたします。各会派持ち帰りとなっております政務活動費について、各会派の御意見をお願いいたします。

では、御意見を伺いますが、なお、1 番については、現任期が始まったばかりの 9 月の議運で結論が出ておりますので、先例により各会派からの意見は伺いません。ただし、柏愛倶楽部さんからの申入れは、一人会派についての記載がございます。この件については、特に御意見があれば伺います。

柏清風さん。

○後藤 一人会派についてですか。

○委員長 いや、意見があればです。

○後藤 意見があれば。全体を通して、すみません、いろいろ協議しました。1 番は取り上げないということなので、一人会派について後ほど述べます。2 から 7 まで十分検討しまして、2 はよろしいだろうということ。それ以外は認められないという意見でまとまりませんでした。2 だけ丸です。

○委員長 はい。

○後藤 そうか、ごめんなさい。あと一人会派に関してですけども、会派というのはもっとこう何ていうんですかね、政策でつながる、もっとこう、そんな軽いものではないと思います。会派を組んでおきながら意見がなかなか調整できないというのは昨今よく見られるので、このような提案をいただいたのはいいきっかけであります。よって、会派とはどうあるべきかということについて今後皆さんと協議させていただきたいと、そのように考えています。以上です。

○委員長 公明党さん。

○中島 うちも、2 から 7 までの中で②の先進への視察のリモートの認めることについては、賛成です。それ以外はまとまらずでした。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 私どもは、全ての項目について賛成いたします。説明責任を負うということ、ここは非常に大事なところで、その説明責任を議員がきちんと負うということで認めていただきたいと思います。

それで、一人会派については、やはり議員平等の原則に立つべきだというの考えで、これまでもこのような主張をしてきましたけども、一人会派として認めて同じ政務活動費の交付を認めるべきだという立場です。

○委員長 柏愛倶楽部さん、何かあります。

○山下 新聞代が値上がりしたり、通信費が値下がりしたり、または通信の使うものが定めたときと変わってきたりしておりますので、柔軟なその時代に合った検討をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○岡田 みらい民主かしわでは、2 と 4 と 5 の①、6 については賛成です。3、それから、5 の 2 についてはバツというか、バツでございます。そして、7 につきま

しては、ちょっと具体的にもう少し内容が、イメージが湧かないということで、7については意見が出ないということです。

また、一人会派については、やっぱり平等にすべきでないかという意見が出ております。以上です。

○委員長 はい。

市民サイド・ネットさん。

○松本 2番が賛成です。3番と4番は、現状でも対応できるのかなと感じます。あと、5番、6番は、要検討かと思います。7番は、ちょっと分からないかと。今後検討したらよいかと思います。

それで、一人会派ということなのですが、これは政務調査費に限りなので、ここはきちんと一人の、無所属の議員についても認めるべきだと思います。以上です。

○委員長 ただいま御意見をお伺いしたんですが、意見の一致を見たのは2番だけでしたので、このことにつきまして事務局から説明願います。

○庶務課長 それでは、御説明いたします。まず、ただいま意見が一致しました2番についてですが、ズームなどのID取得に係る費用のように使用の有無に関わらず費用が発生するものについては御相談いただければと思います。

次に、意見が一致しませんでした事務所経費についてでございますが、事務所費については、申入れにもございますように、事務所賃借料、光熱水費のみが対象となっております。全国市議会議長会のQ&Aでは、控室に係る備品等も認める判例が記載されております。これまでの柏市議会の取扱いでは、控室の備品なども資料作成費で計上していただいております。少し違和感があるとの御指摘もいただいております。今回このような御指摘を受け、全国市議会議長会の例などを参考に事務所経費の中に事務所や会派控室の備品なども対象とさせていただきたいと思っております。ただし、備品については、これまでも資料作成費などで認められていた事務機器等に限り対象としてはどうかと考えております。

なお、全国市議会議長会からは、非公式な見解ながら、新型コロナウイルスに関する費用については、政務活動費として出すことは自治法にある調査研究その他の活動として認めることは難しいのではないかと御意見をいただいております。以上でございます。

○委員長 何か御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、説明のとおり御承知おきを願います。

○委員長 次に、資料10ページ、柏清風さんからの申入れについてを議題といたします。

柏清風さん、発言をどうぞ。

○後藤 先日、建設経済委員会の正副委員長の会議というか打合せがありました。その場において、委員長から委員会において、またその休憩中、請願の提出者に請

願の趣旨説明を与えてはどうかとの提案がありました。これについて、過去の議会運営委員会でどのような経過をたどったのかを確認させていただきたいと思えます。以上です。

○委員長 続いて、事務局から説明があります。

○議事課長 請願説明会についてです。請願説明会の試行的な取組は、平成23年6月に始まりました。当時の実施方法は、初めは本会議の休憩中、途中から委員会の休憩中に行うという試行的な取組でございましたが、平成26年8月の議会運営委員会で中止となることが決定されました。中止となったことで、それ以前の状態に運用としては戻ることになります。試行的な取組が始まる前は、請願者及び紹介議員の説明は受けない先例となっておりましたので、それが以前の状態ということになります。

なお、請願者及び紹介議員の説明は受けないことの申合せは、最近では平成17年8月及び平成18年2月の議会運営委員会で現状を維持することの確認をしております。以上です。

○委員長 事務局の説明のとおり、御承知おきを願います。

ここで議長より御発言がございます。

どうぞ。

○議長 本日は慎重なる御審議を……

○平野 その前にちょっと、そこに移る前に今の件。

○委員長 はい、じゃ、どうぞ。

○平野 先例が大事だというのは分かるんですけども、それに関係して当委員会での、この新型コロナの感染拡大が起こってから質問時間の短縮をしていますよね。その最初の短縮をやったときは多数決で決しましたよね。それ以降は、委員長の判断でやっているんですよ。その合意できていない反対意見があるんだけど、合意できない問題については前例のとおりというか、従前のとおりするというのがルールだということで今も説明あったわけでしょう、請願者の説明の問題も。今回、去年から今年にかけての委員長のこの運用の仕方というのはどんなふうに先例集に記されるんですか。

○委員長 何か事務局ありますか。

○事務局長 お答えいたします。今回は、今回というか、昨年からのコロナに対応する議会ということで、これは先例にない新たな事象ということで、その中で新たに決めたということで、最初はその部分では諮って決めたということになっていと思います。それ以降については、実際に諮ることはなく、委員長のほうからお話をして、その中でいろいろな御意見はありましたけれども、それを受けて、そのまま委員長のほうで進行したという、そういう理解でおります。

以上です。

○平野 全体として合意したというふうになるの。

○事務局長 いろいろな御意見もあった中で、ただ、それは議運の中で決めたとい

う、そういう理解でございます。

○平野 いろいろな意見じゃなくて反対意見なんですよ。だから、この議運のルールでも全体の合意で進めましょうということでやってきたわけですから。それは、今回だけ緊急事態だから特別だというわけにはいかないと思うんですよ。だから、きちっとそういうことを、ルールが、ルール守ることが大事だということ、あるいは先例に倣うということをお大事にするなら、そういう扱いを議運でもやっていただきたいというふうに思います。

○渡部 はい。

○委員長 ちょっと待ってください。今平野委員からただいまのような御発言がありました。私が委員長判断でということが何回か委員会の後、話が出たことがあります。それは、私も一つの会派には所属しております。委員長でありますけども。そして、会派の中での話とか、他の会派の意見等も事前に伺うことも多々あります。そういうことを踏まえていろいろな御意見がありましたけども、私の判断でということにさせていただきました。これは、できる限り多数決の採決はしたくないということがありまして、私の判断ということでさせていただきます。ただ、それで双方の意見があって、それを諮るには皆さんに態度を表明していただかねばならないわけですけども、それを行ったとしても結果的には同じようなことになってしまったのかなと思っています。以上です。

じゃ、はい。

○平野 今回の請願者からの説明したいという、委員会で説明したいという要望の一つは、理由は、コロナのこともあるから各会派の判断でしょうけれども、会派室に入ってもらっちゃ困るというね、そういう判断もあったと思うんですよ。しかし、請願出した立場の市民からすれば、できるだけ議員に聞いてほしい、全部に聞いてほしいという要望があるのは当然だと思いますので、請願について各議員会派に説明したいというときは、やっぱり何か特段の努力というか、特別な配慮をして、ぜひ積極的に受け入れてほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○後藤 はい、ちょっといいですか。

○委員長 はい。じゃ、どうぞ。

○後藤 コロナ禍において、我が会派において、その請願者のお話、ちょっと書類をお預かりするということで、それをこう省略していた時期はありましたが、今議会からはきちっと会長、幹事長が話をじっくりと聞いて、それを必ず会派の議員で共有するようなことはしております。はい。以上です。

○委員長 ちょっと私も一言だけですけど。ただいまの件については、私も請願者から説明を聞いていただきたいということがありまして、説明を伺いました。そして、後藤幹事長のも当然でありますけども、我々も意見は聞いております。そして、今回の請願された方はいろいろな会派にも説明はされているというふうに、私は認識しております。そういうことでもありますので、先ほど事務局から説明あったとおり進めさせていただきたいと思います。じゃ……（私語る者あり）はい、どう

ぞ。

○渡部 よろしいですか。せっかく今請願のことについても出ましたので、少し意見と、1つだけ分からないので質問させていただきます。確かに改選があった後に、その議会改革についての申入れというのを私どももしています。それが合意できないと、4年間その先例に倣ってというふうな運営が行われますけども、議会改革という点では、常にその改革をしていくという姿勢で私たちは臨むべきではないかと常々思っています。今、請願者の趣旨説明についても、恐らく近隣でやっていないのは柏市だけですよね。我孫子も、野田も、流山も、請願した人は一定の時間、委員会なりで説明がすることができます。やり取りをしている議会もあります。議会ってやっぱり誰のためにあるかといったら市民のためにあるわけで、私たちは市民からのそういう負託を受けてそれを審査するわけで、市民の声をより多くどんなふうに聞くかということを中心にしなければいけないというふうに思っています。その点でも、開かれた議会になるように変えていくという姿勢を常に持って、4年間全くそれが変わらないということではなく、常に少しでも変えるようなことをお互いに共通の認識というか、持っていけるようにしていきたいなというふうに思います。その請願の請願者の趣旨説明というのも、本来説明したいという市民がいたら、それは説明してもらおうというのが、私は当たり前な議会ではないかなと思うんですけど、そこは先例とか合意できないということで無理だということが今の柏の議会の現状なのかなと思います。ぜひ変わってほしいなと思います。

それで、先ほど紹介議員は説明はできないというのがこれまでの先例ですというふうにおっしゃったんでしょうか。1日1委員会だと、紹介議員になった議員が説明することもできたんですけども、同じ時間にほかにも委員会やっていれば、例えば建設経済委員会で私が紹介議員になっている。私は、委員会、例えばないとしたら、紹介議員として説明したいというのも、今の柏の市議会ではできないということなんでしょうか。

○委員長 ちょっとその説明ありますか。

○事務局長 紹介議員の説明も、それは求めないというふうに先例のほうにはなっております。

○委員長 いろんな御意見がございましたけども、我々議員全員が、議会は、何ていいますか、市民の御意見は尊重していこうという意思はお持ちだというふうに思っております。

○古川 委員長、ちょっといいですか。すみません。よろしいですか。

○委員長 はい。

○古川 いいですか。今の渡部委員の話だとね、うちが全く遅れている議会だみたいな言い方だけど、ほかの委員会を中心にやっている議会もあるんだけど、そういうところって結構本会議に縛りがあつたりとか、柏は比較的本会議中心でやってきているというね。それは皆さんも思いはあるだろうけど。それはやっぱりいろいろですよ。例えば、よくおっしゃる我孫子は、その他事項で委員会、の後にやらずと

いうってけど、その分一般質問もさせていないわけですよ。だから、それはやっぱりトータルで見たほうがいいと思うし、いろいろ考え方はあると思うけど、あまり柏は何もやっていないみたいな話で進めるのは、私は……（「遅れていますよ」と呼ぶ者あり）どうかなと思うし。あと、紹介議員の件は一言言わせてもらいたんだけど、昔、委員会の中で実際に所属委員会で紹介議員になっている方がいたんですよ、昔。名前言いますけど、平野委員でしたよね。私がいろいろ平野委員にね、これはこういうことなんですかと聞いたら「そんな細かいことまで議員は答えられるわけないでしょう」と言って、私えらい怒られたんですよ。だから、そういうこともやっぱりあるから、やっぱり今までやってきたことをちゃんと、もうやるんなら振り返るとかしないと、1個だけ切るとね、それやって私えらい怒られたんですよ。紹介議員が全部知らねえといけねえのかとかってえらい何か怒られたりしたこともあるから……（「そんな言い方はしていないでしょう」と呼ぶ者あり）いや、平野委員がじゃなくてですよ。そういうふうに私言われたりしたこともあるから、やっぱりあまりここでその話広げちゃうとどうかと思いますよ。言いたいことは、みんなあるから。

○委員長　じゃ、すみません。いろいろと御意見ありがとうございました。この件については、これで終わりにしたいというふうに思います。何ですか。

はい。

○松本　議会は市民のためにあって、説明したいという市民の声はできるだけ聞くべきだと思います。そして、議案や請願を審議していく上でも、やはりより多くの情報を得て、そして私たち議員も判断していくべきだと思います。これまで請願の趣旨説明だけではなくて、閉会中の協議会ということでもいろいろと各委員会で取り組んできました。そういったことで、やはりしっかりと審議をしていく、そういったことを求めていきたいと思います。意見です。（「よろしいですか。よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長　いや。（「駄目」と呼ぶ者あり）今回の請願に関しては、私どももそうですし、各会派が請願者から説明は伺っているものと、私はそのように認識しておりますが。このことについては、これで終わりにします。（「今委員外発言求められています」と呼ぶ者あり）いや。（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）ちょっと。いや。（「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）じゃ、皆さん、委員外発言を求めておりますけど。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

○渡部　いいと思います。制限せずに、いろんな声を聞きましょう。

○中島　委員外発言するんだったら、私ちょっと中で、中の皆さんで話もっと詰めたらいんじゃないですか。

○平野　何でも駄目駄目、駄目駄目って言うんじゃないよ。

○渡部　発言したいという人いるから、いいんじゃないですか。柔軟に。

○中島　委員外発言されるんでしたら、私しゃべりますけど。既に請願者の意見を、請願者の方々って開会前に説明に来られているんじゃないですか。それをしっかりと

受け止めているんだから、別にそれ以上に何を求めているのかが、私は今まで伺っていてよく分からないんですね。ちゃんとしっかりと請願者の方の意見を丁重に伺っている今の現状があるんですから、それ以上に何を求められているのかが分かりません。理解できないですね。（「私も、腐っても議員ですから、一応無所属議員として意見を言わせていただければありがたいと思いますけども、いかがでしょうか」と呼ぶ者あり）

○委員長 まだ発言は認めていません。今公明さんのような御意見もございました。この件については、発言を控えてください。

○委員長 それでは、次に行きます。ここで議長から発言がございます。どうぞ。

○議長 じゃ、よろしいですか。

○委員長 どうぞ。

○議長 それでは、改めまして、本日慎重なる御審議をいただきありがとうございます。議会が始まる前、5月28日の議会運営委員会におきまして、私から、議会における規律の遵守について口頭にてお願いをしたところであります。本定例会において、しかしながら傍聴席での資料配付を実施した議員がおり、これは本当に残念に思っているところでございます。言葉で話しても通じないものなのかということを実際に残念に思っております。私は、できる限り議員の行動については尊重していきたいと思っておりますし、縛るようなことはやめていきたいという思いでやってきましたが、この各議員の活動について皆様の良識に任せたいところでありましたけれども、特に傍聴者への資料配付については、例えば今後各種の選挙も予定されている中で、その議員のPRや応援する候補予定者のPR、政治活動と受け止められてしまうおそれもございます。引き続きこのような事態が起こるようであれば、議会におきまして、大変これは不本意でありますけれども、申合せであったり、場合によっては会議規則など文書による改正を行ったり、もしくは資料掲示等の禁止などについても、これは禁止事項とせざるを得ないものになるのではないかと考えております。再度のお願いとなりますが、このような行動は厳に慎んでいただきたいと思っております。

補足として申し上げますが、この件につきましては、事務局にも相談があり、事務局からも、やめてもらいたいという言葉をかけさせていただきました。ただ、禁止するものがない中で、強制的にさせることができないということで、事務局としても、それ以上は制止することができなかつたという現状がございますので、御検討、また皆様の行動をよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○渡部 はい。

○委員長 ちょっと待ってください。

ただいま議長のほうからお話が合ったわけですが、このような件につきましては、ここには各会派の代表、また無所属の方もいらっしゃいますし、また見えな

い無所属の方には、事務局から、ただいま議長の話伝えていただきたく思います。今後このようなことがないように、ただいまのお話は十分重く受け止めていただき、今後はなさないようにしていただきたく思います。

今回は……

○渡部 はい。

○委員長 何でしょう。

○渡部 今、議長がおっしゃったのは、実は分からないんです。本会議って議場にいる場合と委員会室にいる場合があるので、もしかしたら私が委員会室にいるときに何かあったのかなと思うんですけど、どういうことを言っているのかがちょっと分からなかったのので、説明していただいてもよろしいですか。

○議長 補足として。はい。本会議の一般質問の中で、傍聴人が当然議会の中におります。傍聴者に向けて、個人で用意した資料を配付をしたと。本会議の中での出来事でございます。分かりますでしょうか。

○渡部 つまり質問者が傍聴者に向かって配付って、だって、離れているわけでしょう。

○議長 議会の一般質問の前に休憩時間等を使って配付をしたということでございます。

○渡部 傍聴席まで……

○議長 傍聴席に入って。

○渡部 要するに傍聴席に入って、自分の質問する直前に掲示する資料を皆さんにお渡しをしたという、そういうこと。

○議長 そうですね。それが、その資料なのか、もしくは自分をPRするものなのか、インプロ系的なものなのかというのは、そこまで確認はできないんですけれども、そういった活動をされるとなると、様々な活動で誤解を生む可能性もありますし、それがみんながみんな4人も5人も、10人も20人もやるようなことになってしまうと、やっぱり議会としてもふさわしいものではなくなってしまうなということで、できれば言葉において、皆さんには控えていただきたいという思いで発言しました。（「2度目なんです。2度目」と呼ぶ者あり）分かります、状況。

○渡部 全然。物も。物も、要するに現場も見えていないのでどう言っているのかが。すみません、分かりませんでした。

○平野 それは、例えば明日が質問ですと。私の質問なので、ぜひ聞きに来てくださいって、その知り合いに渡す。それは、いいってわけでしょう。

○議長 市の外ですから。はい。

○平野 うん。そういうのはいいけれどという意味で。どこが違うのかなってちょっとよく分からなかった。

○委員長 ちょっといいですか。

○議長 はい、委員長。お願いします。

○委員長 議場は執行部と議員が質疑する場所だというふうに思うんですね。議員

個々の、何ていいますか、PRといえますか、それをする場所じゃないというふう
に思うんです。それで、先ほど議長からもお話ありましたけど、このようなことも
今後続けていきますと、より細かなことを決めていかなければならなくなると思う
んです。ですから、そこは会派に入っている方たちは会派の中で話合っていたき、
また無所属の方も、いろんな方たちと話合っていて、今後このようなことが
ないように十分注意をしていただきたいと思います。この件、これで終わりにしま
す。

○議長 一応補足だけいいですかね。一応補足だけ。

○委員長 はい。

○議長 当然こう例えば公道だったり、道路であったり、もしくは直前のインター
ネットで印刷したものを見せたりとか、メールでお渡ししたり、そういうことは多
くにあると思いますし、こういう質問するのに資料として見ておいてくださいとい
うことを市民に渡すことは大いにあると思います。私が言っているのは、議場の傍
聴席という、あの空間の中で直接渡している人がいたということでございますので。
ですので、しかも、その議場の中ということで、それ、そこを間違えないで理解し
ていただければと思います。もし分からなければ、後ほど説明いたしますが。

○委員長 それでは、ただいまの件につきましては十分御理解をいただきたいと思います。

○委員長 次回は、6月23日最終日の午前11時から開く予定であります。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後 3時26分閉会